公立大学法人福岡女子大学女性研究者研究活動支援事業の一時保育実施に関する要綱

（趣旨）

第１条　福岡女子大学女性研究者研究活動支援事業の一時保育（以下「一時保育」）は、乳

幼児を養育する福岡女子大学の教員が職務の都合により、休日等における家庭および通常

利用している保育施設での保育が困難な場合に、本学の託児施設で一時的な保育を実施す

るものである。

　　(用語の定義)

第２条　この要綱において「教員」とは、就業規則第２条第２号に定めるものを言う。

　（一時保育実施日）

第３条　一時保育を実施する日は、法人が指定する勤務日のうち、女性研究者支援室が一時保育の実施が必要だと認める日とする。一時保育の実施日は実施の約1か月前までに女性研究者支援室より教員へ周知する。

（利用資格）

第４条　一時保育を利用できる者（以下、「利用者」）は、本学の教員であり、かつ、次の

各号のいずれをも満たすものとする。

　（１）当該乳幼児を養育していること。

　（２）教員の職務の都合により、一時保育実施日に家庭および通常利用している保育施設での保育が困難であること。

　（３）教員が男性の場合は、配偶者（事実婚を含む）が助手以上の研究者であること。

　２　一時保育できる乳幼児は、次の各号のいずれをも満たすものとする。

　（１）原則生後90日目から小学校就学前までの乳幼児であること。

（２）当該乳幼児が健康で集団保育の利用が可能であること。

　（保育定員）

第５条　一時保育の保育定員は、1日あたりおおむね5名とする。

　（業務の委託）

第６条　保育業務は外部の託児事業者に委託できるものとする。

　（事前登録）

第７条　一時保育の利用が見込まれる者は、利用に先立ち、別途定める申請書により事前

登録をする。登録は年度ごとに更新するものとする。

　（利用申込み）

第８条　一時保育の利用希望者は、募集の期間内に別途定める申込書により申込みを行う。

　（利用の許可と通知）

第９条　利用希望者からの申込書の提出後、一時保育利用の可否を女性研究者支援室より

申込み者に通知する。

　（利用料）

第１０条　利用料は女性研究者研究活動支援事業（一般型）の補助金採択期間中は無料と

する。

　（給食等）

第１１条　給食の支給は無いため、利用者は各自弁当、飲み物、おやつを持参するものと

する。

（２）アレルギーについては施設での個別把握はでき兼ねるため、利用者の責任において女性研究者支援室へ報告するものとする。

　（利用の中止等）

第１２条　次の各号のいずれかに該当するときは、女性研究者支援室長は一時保育の利用を中止させ、または利用の許可を取り消すことができるものとする。

　（１）利用者または当該乳幼児が本要綱第４条で定める利用資格を失ったとき。

　（２）一時保育利用の必要性が無くなったと判断されるとき。

　（３）当該乳幼児が感染症に罹患し、又は罹患している疑いがあり、他の乳幼児に悪影響を及ぼす恐れがあると認められるとき。

　（４）当該乳幼児が施設の指導等に従わないとき。

　（５）災害その他やむを得ない事情が生じたとき。

　（６）その他、当該乳幼児の一時保育が適当でないと判断されるとき。

　２　一時保育の利用を中止、または利用の許可を取り消す際は、女性研究者支援室より

利用者に通知するものとする。

　（雑則）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、一時保育の実施に関し必要な事項は、女性研者

支援室長が別に定める。

　附則

この要綱は、平成26年5月13日から施行する。